平成２１年（フ）第１４８号
福岡県大牟田市大正町３丁目５番地13
債務者　西田　達也
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第７号
福岡県大牟田市浄真町15番地
債務者　宮村雄二郎
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８号
福岡県大牟田市北磯町72番地14
債務者　内田　　惠
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６５４号
長崎県長崎市江の浦町13番21号
債務者　松谷　渇美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
香川県仲多度郡まんのう町四條606番地３
債務者　氏家　　聖
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２号
北海道苫小牧市汐見町３丁目５番７号
債務者　星野　智文
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４号
北海道苫小牧市美原町３丁目７番19号
債務者　岡田千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６号
北海道苫小牧市末広町１丁目19番14―811号
債務者　笠松美行記
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２４８号
千葉県市原市五井5666番地28
債務者　橋本　　茜（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８１号
千葉県船橋市旭町１丁目９番31号
債務者　二宮　博子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４３８号
千葉県市原市上高根757番地２
債務者　楢原　佳美
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４４６号
千葉市中央区寒川町３丁目131番地
債務者　高橋　好広
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４４７号
千葉市中央区寒川町３丁目131番地
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４５６号
千葉県市川市富浜３丁目12番15―303号　アゼリア２
債務者　八矢メリージョイスこと　ＨＡＣＨＩＹＡ　ＭＡＲＹ　ＪＯＹＣＥ　ＡＲＡＮＥＴＡ
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７３号
千葉県市川市若宮３丁目55番２号
債務者　木村　　晃
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５１６号
千葉県市原市青柳１丁目11番地９
債務者　鴫原　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３０号
千葉県市川市南行徳１丁目15番８―402号
エレガント・プラザ
債務者　熊谷　和之
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３８号
千葉市中央区千葉寺町1248番地１　パークハイツ303号
債務者　斎藤　國男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係